

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年3月27日(木)

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 前田 信次
	課長補佐 中村 美智子
	地方障害者雇用担当官 笹 直美
	地方障害者雇用担当官 島村 正弘
	地方障害者雇用担当官 井上 純子
電話 03-3512-1664(ダイヤルイン)	

令和6年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 区市町村の機関への適正実施勧告の実施について

東京労働局（局長 富田 望）では、区市町村の機関について、令和5年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和6年1月1日を始期とし令和6年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した23機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、3機関において一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

令和6年1月1日を始期とする採用計画を作成した機関のうち、令和6年12月31日までに法定雇用率を達成した機関は3機関でした。

<適正実施勧告の対象となる区市町村の機関>

大島町、新島村、小笠原村

○「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、国及び地方公共団体に、法定雇用率以上の対象障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない場合は、障害者採用計画（計画期間1年間。ただし、教育委員会（法定雇用率2.8%は除く）は2年間。）を作成しなければなりません（第38条第1項）。

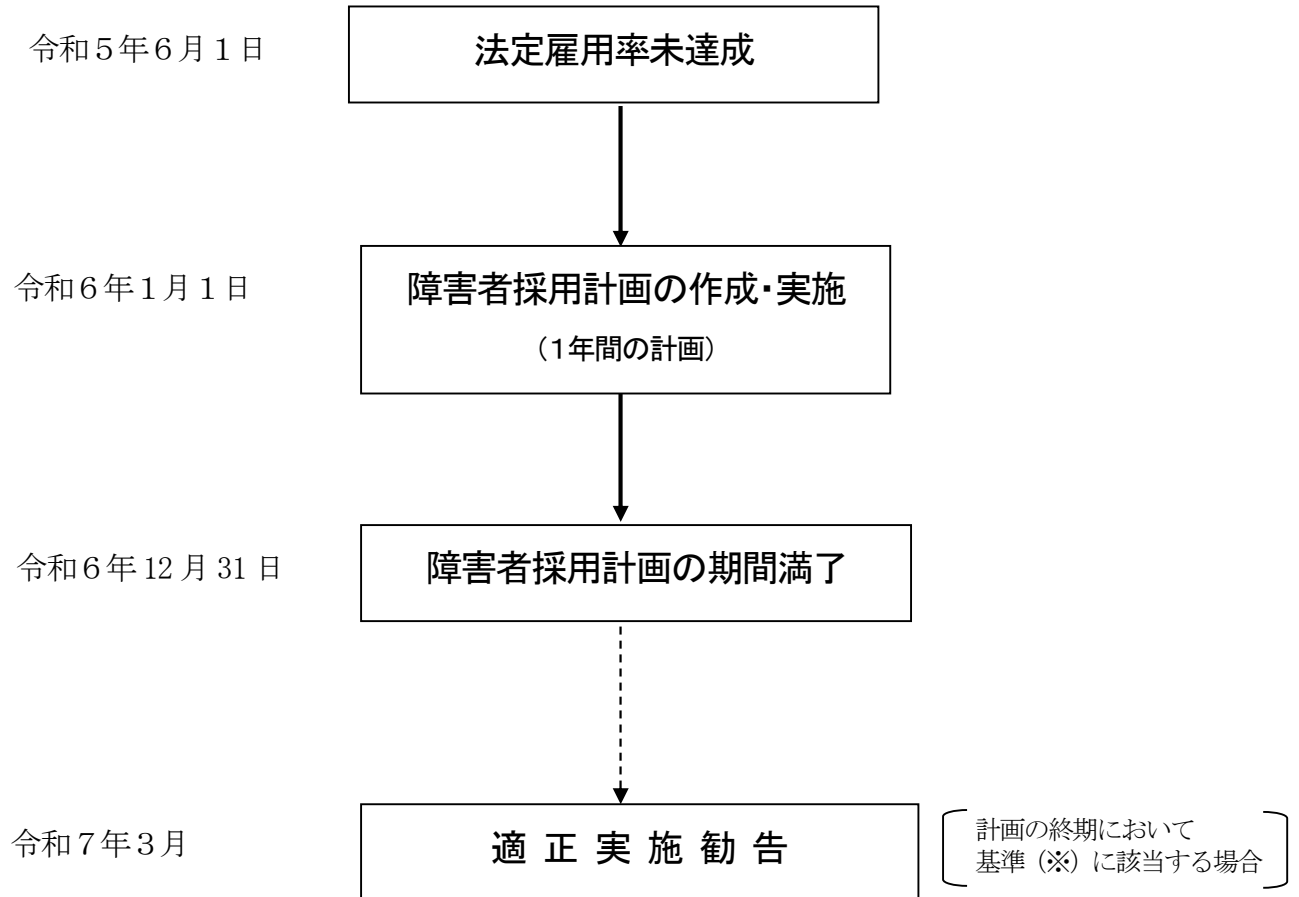
厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことになっています。（第39条第2項）

○令和6年度 区市町村の機関に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	3機関
常時勤務する職員から除外職員を除いた職員の数が38.5人未満となった機関	—
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	17機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
適正実施勧告の対象となる機関	3機関
合 計	23機関

→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

区市町村の機関に対する雇用率達成指導の流れ図



(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～7 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の三とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・九とする。

※政令第四十四号（経過措置）第3条

第一条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下この条において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、同条ただし書中「百分の二・九」とあるのは「百分の二・七」（略）とする。